

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年6月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リバーサイド千秋

所在地 長岡市千秋二丁目278番地

設置者 ユニー株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社シード・アイサービス 代表取締役 新井隆康 東京都文京区本郷二丁目40番4号
他53者

(変更後) 株式会社タカヨシ 代表取締役 黒田智也 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地幕張テクノガーデンB棟14階 他52者

3 変更年月日

(1) 平成31年4月15日

(2) 令和5年5月26日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため

(2) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、小売業者の出店及び退店のため

5 届出年月日

令和5年5月26日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年6月6日から令和5年10月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp